

関西学院大学特定プロジェクト研究センター設置申請について

1. 申請方法

大学所定の「特定プロジェクト研究センター設置申請書」等に必要事項をご記入の上、先端社会研究所<西宮上ヶ原キャンパス 社会学部棟3階>へ申請書類一式をご提出ください。

2. 申請に当たっての留意事項

- (1) 研究センター長は研究代表者が兼ねることを原則とします。
- (2) 研究センター長は他の研究センターのセンター長を兼ねることはできません。
- (3) 研究代表者として申請できる方は関西学院大学専任教員に限ります。
- (4) 4人以上の本学専任教員等により構成してください。
- (5) 設置期間は3年以上5年以内とします。なお、センターの終了もしくは更新の手続きは毎年3月末とします。
- (6) 各研究センターは設置に当たって研究センター内規を定めてください。
- (7) 申請手続きに2ヶ月を要する為、申請書類はセンター設置開始月の3ヶ月前に提出してください。例) 4月設置の場合、1月末までに提出

3. 申請書類一式

(A) 特定プロジェクト研究センター設置申請書

(B) 特定プロジェクト研究センター内規（雛形参照）

注) 各研究センター内規雛形の第9条第2項に関しては必ず内規に定めてください。

(その他)

第9条

2 研究センター内規の改廃については研究推進委員会の承認を要する。

(C) 特定プロジェクト研究センター設置及び参加承諾

1. 特定プロジェクト研究センター設置申請承諾書（研究代表者は所属長に設置申請承諾を得てください）
2. 特定プロジェクト研究センター参加承諾書（研究員（関西学院大学専任教員用）は所属長の参加承諾を得てください）

(D) 客員研究員を特定プロジェクト研究センターに置く場合の必要書類

1. 特定プロジェクト研究センター「客員研究員」委嘱申請書
2. 特定プロジェクト研究センター参加承諾書（客員研究員所属機関の承諾書）
3. 特定プロジェクト研究センター客員研究員履歴書
なお、委嘱申請時に本学専任教員・客員教員である場合、過去に客員教員であった場合、履歴書は不要です。

なお、申請に係るお問い合わせは、研究推進社会連携機構 先端社会研究所事務室<西宮上ヶ原キャンパス：内線31812、E-Mail asr@kwansei.ac.jp>にご連絡ください。

以上